平成２０年（フ）第２３７２５号
東京都江戸川区春江町４丁目18番地６
破産者　有限会社カーアシスト赤い靴
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４０３３号
東京都中央区新川１丁目28番４―601号
破産者　新川電気工事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４０３５号
神奈川県小田原市小台62―１―Ⅱ―106、開始決定時の住所東京都中央区新川１丁目28―４―601
破産者　平野とし子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２２号
東京都北区田端新町３丁目15―12―401、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩１丁目４－３―405
破産者　賀川　俊雄
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０４号
埼玉県春日部市大枝685―11　ライフタウニーＡ街区３―102、住民票上の住所埼玉県越谷市花田３丁目１－１
破産者　那倉　和彦
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４号
東京都大田区西六郷２丁目18―９、開始決定時の住所東京都大田区南六郷３丁目22―13―902
破産者　田中　敬二
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２６号
東京都台東区上野６丁目７番２号
破産者　株式会社ビーズ
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３５号
東京都墨田区立花１丁目10番６号
破産者　ユニオン自動車株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６１０号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番24号　サンハイツ越谷303号
破産者　有限会社多田興業
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６７０号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目３番12号
破産者　合資会社オーエスライフナビゲーション
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１３１号
東京都台東区上野５丁目16番５号
破産者　有限会社ジュエル三貴
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１３２号
東京都豊島区長崎１―18―11―203、住民票上の住所東京都豊島区上池袋１丁目34―４メゾンテート３Ｆ
破産者　山口　律子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１６６号
東京都墨田区八広５丁目21番８号
破産者　有限会社栄幸金型
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１６７号
東京都墨田区八広５丁目21―８―205
破産者　長澤　幸正
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２８２号
山梨県笛吹市石和町東油川310番地
破産者　甲信愛石運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２８３号
山梨県南アルプス市芦安芦倉1672　桃の木温泉山和荘、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町河内258―２
破産者　平岡浩一郎
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２８９号
東京都港区六本木５丁目１番３号
破産者　株式会社ハローハウス
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２９９号
東京都町田市原町田６丁目18番17号　八木屋ビル６Ｆ
破産者　有限会社ユニオンレジャー
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３００号
神奈川県藤沢市長後1176―２―201
破産者　島田　花倫
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３１０号
東京都新宿区筑土八幡町４番14―304号
破産者　馬事・競馬文化センター株式会社
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３１１号
東京都新宿区筑土八幡町４―14―405、住民票上の住所東京都新宿区筑土八幡町４―14―304
破産者　白井　　透
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部